教育委員会提出議案

第33号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について 上記の議案を提出する。

令和4年11月21日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年豊島区条例第9号)の一部を改正す るため、別紙のとおり総務部人事課に立案請求の依頼をする。

(説 明)

人事委員会の勧告に基づき、勤勉手当の支給月数及び給料表の給料月額を改めると ともに、3月期の期末手当を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に均等配分する ため、本案を提出いたします。

4 豊教指発第1192号 令和4年11月21日

人事課長事務取扱総務部参事 木山 弓子 様

> 豊島区教育委員会事務局 指導課長 丸山 順子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

- 1 条例名 幼稚園教育職員の給与に関する条例
- 2 立案請求理由

人事委員会の勧告に基づき、勤勉手当の支給月数及び給料表の給料月額を 改めるとともに、3月期の期末手当を廃止し、支給月数を6月期及び12月 期に均等配分するため。

- 3 改正内容 新旧対照表のとおり
- 4 区議会付議の時期 令和4年第4回定例会
- 5 施行期日等 公布の日(第2条の規定は令和5年4月1日) ※ 遡及適用あり

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正する条例 新旧対照表

現行 改正後(案) (勤勉手当) (勤勉手当) 第27条 (略) 第27条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育

- 委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与 月額に100分の102.5 (第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受け る職員にあっては100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはな らない。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

 $4 \sim 7$ (略)

別表第1(第5条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級
区分	級				
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円

- 委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与 月額に100分の112.5 (第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受け る職員にあっては100分の132.5) を乗じて得た額の総額を超えてはな らない。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

 $4 \sim 7$ (略)

別表第1 (第5条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級
区分	級				
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円

職員以	1	169,300	259,700	306,400	344,200	職員以 1	174,200	262,800	306,400	344,200
外の職	İ			, i	, i	外の職 ₂			, i	· ·
l i	2	171,400	<u>261,800</u>	308,700	346,800		<u>176,300</u>	264,800	308,700	346,800
員	3	173,500	<u>263,900</u>	311,000	349,400	3	<u>178,400</u>	<u>266,800</u>	311,000	349,400
	4	175,600	<u>266,000</u>	313,300	352,000	4	180,500	<u>268,600</u>	313,300	352,000
	5	<u>177,700</u>	<u>268,400</u>	315,600	354,600	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	<u>179,800</u>	270,800	317,800	357,200	6	<u>184,600</u>	<u>273,000</u>	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700	7	<u>186,700</u>	<u>275,000</u>	320,200	359,700
	8	<u>183,900</u>	275,000	322,400	362,100	8	188,700	<u>277,000</u>	322,400	362,100
	9	186,200	<u>277,200</u>	324,600	364,500	9	<u>190,900</u>	<u>279,100</u>	324,600	364,500
	10	188,300	<u>279,400</u>	326,900	366,900	10	<u>193,000</u>	<u>281,100</u>	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300	11	<u>195,200</u>	283,200	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700	12	<u>197,400</u>	285,300	331,400	371,700
	13	<u>194,800</u>	285,900	333,600	374,000	13	<u>199,500</u>	287,400	333,600	374,000
	14	<u>196,500</u>	288,000	335,800	376,300	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500	15	202,900	<u>291,600</u>	338,100	378,500
	16	200,200	<u>292,400</u>	340,500	380,700	16	204,500	<u>293,600</u>	340,500	380,700
	17	202,000	<u>294,600</u>	342,900	382,800	17	206,000	<u>295,700</u>	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800	18	207,800	<u>298,000</u>	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500	22	214,300	306,900	355,000	392,500

$\begin{vmatrix} 23 \end{vmatrix}$	213,300	308,300	357,300	394,300		216,000	309,300	357,300	394,300
				, i					, i
24	215,200	310,400	359,600	395,900	24	217,700	311,400	359,600	395,900
25	217,100	312,700	361,800	397,600	$ $ $ $ $ $ $ $ $ $	219,500	<u>313,700</u>	361,800	397,600
26	<u>218,800</u>	314,900	363,900	399,300	26	221,000	<u>315,800</u>	363,900	399,300
27	220,700	317,000	366,100	400,800	27	<u>222,900</u>	<u>317,900</u>	366,100	400,800
28	222,600	319,200	368,200	402,400	28	224,800	<u>319,900</u>	368,200	402,400
29	224,500	321,200	370,200	403,900	29	226,700	<u>321,900</u>	370,200	403,900
30	226,600	<u>323,400</u>	372,200	405,300	30	<u>228,700</u>	<u>324,000</u>	372,200	405,300
31	228,700	325,500	374,100	406,700	31	<u>230,600</u>	326,100	374,100	406,700
32	230,800	<u>327,500</u>	375,900	408,100	32	<u>232,700</u>	<u>327,900</u>	375,900	408,100
33	232,900	<u>329,600</u>	377,700	409,400	33	<u>234,700</u>	330,000	377,700	409,400
34	234,900	<u>331,600</u>	379,500	410,600	34	<u>236,600</u>	332,000	379,500	410,600
35	236,900	333,700	381,200	411,800	35	<u>238,500</u>	334,100	381,200	411,800
36	239,000	335,700	382,600	413,000	36	<u>240,500</u>	<u>336,100</u>	382,600	413,000
37	241,100	<u>337,500</u>	384,000	414,100	37	242,500	<u>337,700</u>	384,000	414,100
38	243,100	<u>339,300</u>	385,300	415,100	38	<u>244,400</u>	<u>339,500</u>	385,300	415,100
39	245,200	341,100	386,600	416,100	39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	<u>247,400</u>	<u>342,900</u>	387,800	417,100	40	<u>248,500</u>	<u>343,100</u>	387,800	417,100
41	249,500	344,600	389,000	418,000	41	<u>250,500</u>	<u>344,700</u>	389,000	418,000
42	<u>251,600</u>	346,300	390,200	418,900	42	<u>252,400</u>	<u>346,400</u>	390,200	418,900
43	253,700	348,000	391,400	419,800	43	<u>254,500</u>	<u>348,100</u>	391,400	419,800
44	255,800	<u>349,600</u>	392,400	420,600	44	<u>256,500</u>	<u>349,700</u>	392,400	420,600

45	258,000	351,100	393,200	421,400	45	<u>258,700</u>	351,100	393,200	421,
46	260,000	352,600	394,100	422,100	46	<u>260,500</u>	352,600	394,100	422,
47	<u>261,900</u>	354,100	395,100	422,800	47	<u>262,300</u>	354,100	395,100	422,8
48	<u>264,100</u>	355,600	396,100	423,400	48	<u>264,500</u>	355,600	396,100	423,4
49	266,100	357,000	396,900	424,100	49	<u>266,400</u>	357,000	396,900	424,
50	268,300	358,400	397,700	424,800	50	<u>268,600</u>	358,400	397,700	424,
51	270,600	359,700	398,500	425,400	51	<u>270,900</u>	359,700	398,500	425,
52	272,700	361,100	399,300	425,900	52	273,000	361,100	399,300	425,
53	274,900	362,400	400,000	426,400	53	<u>275,000</u>	362,400	400,000	426,
54	<u>276,900</u>	363,700	400,800	427,000	54	<u>277,000</u>	363,700	400,800	427,
55	279,100	364,900	401,600	427,500	55	<u>279,200</u>	364,900	401,600	427,
56	281,200	366,100	402,300	428,100	56	<u>281,300</u>	366,100	402,300	428,
57	283,300	367,200	402,900	428,700	57	283,300	367,200	402,900	428,
58	285,300	368,300	403,600	429,300	58	285,300	368,300	403,600	429,
59	287,300	369,400	404,300	429,900	59	287,300	369,400	404,300	429,
60	289,300	370,500	405,000	430,500	60	289,300	370,500	405,000	430,
61	291,400	371,500	405,600	431,000	61	291,400	371,500	405,600	431,
62	293,400	372,600	406,200	431,500	62	293,400	372,600	406,200	431,
63	295,500	373,600	406,800	432,000	63	295,500	373,600	406,800	432,
64	297,500	374,500	407,400	432,600	64	297,500	374,500	407,400	432,0
65	299,500	375,500	407,900	433,000	65	299,500	375,500	407,900	433,
<u> </u> 66	301,500	376,400	408,400	433,500	66	301,500	376,400	408,400	433,5

67	303,600	377,300	409,000	434,000	67	303,600	377,300	409,000	434,0
68	305,600	378,100	409,600	434,400	68	305,600	378,100	409,600	434,4
69	307,600	378,900	410,200	434,900	69	307,600	378,900	410,200	434,9
70	309,500	379,700	410,800	435,400	70	309,500	379,700	410,800	435,4
71	311,500	380,500	411,400	435,900	71	311,500	380,500	411,400	435,9
72	313,500	381,400	412,000	436,400	72	313,500	381,400	412,000	436,4
73	315,400	382,200	412,500	436,800	73	315,400	382,200	412,500	436,8
74	317,300	382,900	413,100	437,300	74	317,300	382,900	413,100	437,3
75	319,400	383,500	413,600	437,800	75	319,400	383,500	413,600	437,8
76	321,300	384,200	414,200	438,300	76	321,300	384,200	414,200	438,3
77	323,200	384,800	414,700	438,700	77	323,200	384,800	414,700	438,7
78	325,100	385,400	$415,\!200$	439,100	78	325,100	385,400	415,200	439,1
79	326,800	385,900	415,700	439,600	79	326,800	385,900	415,700	439,6
80	328,500	386,500	416,200	440,100	80	328,500	386,500	416,200	440,1
81	330,200	387,100	416,700	440,600	81	330,200	387,100	416,700	440,6
82	331,800	387,600	417,200	441,100	82	331,800	387,600	417,200	441,1
83	333,500	388,200	417,700	441,600	83	333,500	388,200	417,700	441,6
84	335,000	388,800	418,200	442,000	84	335,000	388,800	418,200	442,0
85	336,400	389,400	418,600	442,500	85	336,400	389,400	418,600	442,5
86	337,900	390,000	419,000	442,900	86	337,900	390,000	419,000	442,9
87	339,400	390,500	419,500	443,300	87	339,400	390,500	419,500	443,3
88	340,700	391,100	420,000	443,700	88	340,700	391,100	420,000	443,7

89	342,000	391,600	420,500	444,000	89	342,000	391,600	420,500	444,
90	343,300	392,100	420,900	444,400	90	343,300	392,100	420,900	444,
91	344,500	392,700	421,400	444,800	91	344,500	392,700	421,400	444,
92	345,700	393,200	421,900	445,200	92	345,700	393,200	421,900	445,
93	346,800	393,700	422,300	445,600	93	346,800	393,700	422,300	445,
94	347,900	394,200	422,700	446,000	94	347,900	394,200	422,700	446,
95	348,900	394,700	423,100	446,400	95	348,900	394,700	423,100	446,
96	349,900	395,200	423,500	446,800	96	349,900	395,200	423,500	446,
97	350,900	395,600	423,900	447,200	97	350,900	395,600	423,900	447,
98	351,800	396,000	424,200	447,500	98	351,800	396,000	424,200	447,
99	352,600	396,500	424,600	447,900	99	352,600	396,500	424,600	447,
100	353,300	397,000	425,000	448,300	100	353,300	397,000	425,000	448,
101	354,000	397,500	425,400	448,700	101	354,000	397,500	425,400	448,
102	354,700	398,000	425,800		102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200		103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600		104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000		105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400		106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800		107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200		108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500		109	358,800	401,400	428,500	
	359,300	401,900	428,900		110	359,300	401,900	428,900	

111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			

111	359,800	402,400	429,300	111	359,800	402,400	429,300
112	360,300	402,900	429,700	112	360,300	402,900	429,700
113	360,800	403,400	430,000	113	360,800	403,400	430,000
114	361,300	403,800		114	361,300	403,800	
115	361,800	404,200		115	361,800	404,200	
116	362,300	404,600		116	362,300	404,600	
117	362,700	405,000		117	362,700	405,000	
118	363,100	405,400		118	363,100	405,400	
119	363,600	405,800		119	363,600	405,800	
120	364,100	406,200		120	364,100	406,200	
121	364,600	406,600		121	364,600	406,600	
$ _{122}$	365,100	406,900		122	365,100	406,900	
123	365,600	407,300		123	365,600	407,300	
124	366,000	407,700		$\begin{vmatrix} 124 \end{vmatrix}$	366,000	407,700	
125	366,400	408,100		125	366,400	408,100	
126	366,800	408,500		126	366,800	408,500	
127	367,200	408,900		$ _{127}$	367,200	408,900	
128	367,600	409,300		128	367,600	409,300	
129	367,900	409,600		129	367,900	409,600	
130	368,200	,		130	368,200	,_	
131	368,600			131	368,600		
132	369,000			$\begin{vmatrix} 131 \\ 132 \end{vmatrix}$	369,000		

133	369,400	133	369,400	
134	369,700		369,700	
135	370,100	135	370,100	
136	370,500	136	370,500	
137	370,900		370,900	
138	371,300	138	371,300	
139	371,700	139	371,700	
140	372,100	140	372,100	
141	372,400		372,400	
142	372,800		372,800	
143	373,200	143	373,200	
144	373,500	144	373,500	
145	373,900		373,900	
146	374,300	146	374,300	
147	374,700		374,700	
148	375,100	148	375,100	
149	375,500		375,500	
150	375,900		375,900	
151	376,300		376,300	
152	376,700	152	376,700	
153	377,000		377,000	
154	377,400		377,400	

職員			·	·	
再任用		229,400	268,200	291,300	330,300
	169	383,200			
	168	382,800			
	167	382,400			
	166	382,100			
	165	381,700			
	164	381,400			
	163	381,000			
	162	380,600			
	161	380,200			
	160	379,800			
	159	379,400			
	158	379,000			
	157	378,600			
	156	378,200			
	155	377,800			

	1 1	1	ı		
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用		229,400	268,200	291,300	330,300
職員					
	·	·	·		·

現 行

※「現行」は第1条による改正(この条例の公布日から施行)及び地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第56号)による改正(令和5年4月1日施行)後のもの

(期末手当)

- 第24条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第26条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第2条による改正後(案)

(期末手当)

- 第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から<u>第27条ま</u>でにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第26条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第 9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額 は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則 で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の10 5」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

- 第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれ <u>ちの日を「基準日」という。)</u>にそれぞれ在職する職員(教育委員会 規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の 教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内 に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。) についても、また同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5 (第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5</u>」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

- 第27条 勤勉手当は、<u>基準日</u>にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5 (第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分

<u>132.5」</u>とあるのは<u>「100分の65」</u>とする。

4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中<u>「基準日から」とあるのは「基準日(第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、</u>「支給日」とあるのは「支給日(<u>同項</u>に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

 $6 \sim 7$ (略)

0127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用 する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27 条第1項」と、同条第1号中

「支給日」とあるのは「支給日(<u>第27条第1項</u>に 規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条にお いて同じ。)」と読み替えるものとする。

$6 \sim 7$ (略)

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、 令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定に よる改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて 支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。